

2025年7月1日  
第169号



# 国労九州

〒812-0013 福岡市博多区東3丁目9番3号  
エックコーハイツ  
1003092-483-1515  
発 責 千々岩 隆彰  
編 書 水 流 彰



## 労基法改悪をゆるすな！

今年1月に「労働基準関係法制研究会」から報告書が出されました。これは、労働基準法等の見直しについて具体的な検討を行う事を目的とした研究会です。

労働基準法は、1947年に国際水準を満たした労働条件の導入を基本理念として制定されました。1980年代には少子高齢化による労働人口の変化、女子の労働力向上など、働き方の定年再雇用化・成果主義・非正規化に対応して大幅に改正されました。

そして、社会の構造変化が加速し個別化・多様化が進んでいるため、単なる規制の見直しではなく基準関係法制を抜本的な検討を行う時期に来ているとして報告を行ったものです。

この改正の一番の目的は、政府・財界が望む「労働者に容易に長時間労働をさせることが出来る」仕組みを作る必要性を説き、労働基準法の定める労働者保護の最低限の規定を適用除外（デロゲーション）にしたいこうとするものです。

中小企業では労働組合のない所も多くあり、その場合職場代表制により、労使で



協議して合意すれば、労基法以下の働き方をさせても、問題なく国による監督を後退させていくことができる内容です。

今回の報告書では、さすがに、労基法の立法趣旨や目的を否定するような極端な暴言は抑えられてはいません。また、デロゲーションについては「労使コミュニケーションで労働者の実情に合わせて法定基準の調整・代替を法定要件のもとで可能にする仕組み」などという言葉に直されていますが、目指すところは「法の逸脱」であり「要件や手続きの緩和」であり油断できないものとなっています。

また、問題なのは、労働者の命・健康に深刻な影響を及ぼし、これだけの改正にかかわらずマスコミではほとんど取り上げられていない内容となっている事ことです。この労基法改悪の中身を多くの人に知らせ労基法改悪阻止に全力をあげていく必要があります。

## 株主総会開催！取締役員報酬は大幅アップ！

6月20日JR九州の株主総会が開催されました。

冒頭社長は、JR高速船問題で陳謝して総会は開始されました。株主から、高速船の選定は誰が行ったのか、そもそも玄海灘の渡れる船を造れる造船会社であったのか。損害賠償は出来ないのか。また、船の売却額はいくらか明らかにすべきと発言が相次ぎました。

答弁では、会社全体でガバナンスを強化していく。補償期間が過ぎて損害賠償は出来ない。売却額は開示できないと回答しています。また列車の混雑が激しく増便を求める発言も出されていますが、ロングシート化を進め対応し、次期ダイヤで必要に応じて考慮していくと、早急な手立ては行わない事を回答しています。

また、今回第三号議案で取締役員報酬（監査取締役は除く）の改定案が出され、前年度は、4億2千万円以内でしたが、今回6億5千万円以内（使用人分給与は除く）と1.55倍の大幅増となりました。業績が好調からの大幅なアップとみられますが、あまりのアップ率をみなさんはどう思いますか。

がん保険にできることを、  
もっと。



1

幅広い保障で  
経済的負担をサポート

※1 アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

サービスの詳細は、アフラック公式サイト（<https://www.afac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>）をご覧ください。

2

付帯サービス＜アフラックのよりそうがん相談サポート＞※1  
アフラックのよりそうがん相談サポートが  
さまざまな悩みの解決をサポート  
「がんから守りたい」と思ったときから  
専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。

（※1）アフラックは代理店制度を採用しています。

アベニール株式会社  
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5  
交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

（※2）「生きる」を創る。  
Aflac

アフラック  
東京第二法人営業部  
東京都千代田区丸の内1-6-1  
丸の内センタービル1108号  
TEL.03-6385-9829 FAX.03-3218-3885

### <当面する行動>

○国労定期全国大会

日 時 7月27日(日)～28日(月)  
場 所 東京新橋交通ビル B1

○国労九州本部定期大会

日 時 8月28日(木)  
場 所 博多地区